

〔覚書〕

日本近代史・断想

—岩波新書〈日本近現代史〉1～6を読む—

松葉 正文*

キーワード：西欧近代，日本近代史，明治維新，日清戦争，日英同盟，日露戦争，第1次世界大戦，大正デモクラシー，アジア・太平洋戦争

はじめに

さきの敗戦（1945年）に終わった戦争について考える時、人は自分が複雑極まりない心情と表象のなかにいることに気づかずにはいられない。

敗戦といっても、ただの敗戦ではない。途方もない、大敗戦であった。（にもかかわらず、今なお敗戦の日を、終戦記念日と呼ぶのは明白な自己欺瞞である。ただし、それには、敗戦が同時に日本人にとってファシズムからの解放をも意味したという側面が、影響を与えているのかもしれない。また、敗戦という呼称が右翼的報復主義的心情を喚起するのを避ける、という政治的効果を配慮したからなのだろうか。）

日本自らが人命および物質上の大被害大損害を被っただけではない。日本軍が侵出し展開したアジア・太平洋の広大な地域で、日本の戦死傷者のあわせて数倍を越える被害と損害を、当該地域の人びとに齎したのである。（この戦争が大東亜新秩序をめざす聖戦であったとか、かの戦争が戦後

の東アジア各国の独立に寄与したなどというのは、戦争中の日本軍統治の実態と、敗戦に至るまで——本来まっ先に独立を回復させるべき——朝鮮や台湾などを植民地として差別的に統治し続けたことから明らかなように、歴史的評価に耐えない謬論である。）

1941年（昭和16年）12月8日の対米英宣戦布告を、今日から振り返れば文字通り奇妙かつ奇怪である。圧倒的な経済力・工業力・軍事力の格差があり、相手側が完全に優位であるにもかかわらず、そして相手側から戦争を仕掛けられたわけでもないのに、こちら側から戦争を挑み仕掛けるというのは、通常の理性的判断では理解不可能なことである。

私が子供の頃に大人達からよく聞いた表現では、あの戦争は子供と大人の喧嘩と同じだ、結果は初めからわかっていた、というのが多かった。その際、子供が小学生にかわったり、大人が大学生になったりということもよくあったが、隔絶した戦力と国力の格差は、皆が同じように認めている風であった。また、同じ話のバリエーションとして、開戦と戦争の結果がどうなるかは小学生でもわかることだった、と後になって皆がそう言っ

* 立命館大学産業社会学部教授

ていたように、私は記憶している。

もうひとつ、私がか子供の頃に大人達の多くが口にしてきたことに、日本は戦争に負けたが、そのおかげで、それもアメリカに負けたおかげで、民主主義的になり、生活水準も良くなった、という言葉があった。この内容も、腑分けすれば、多数の系に分れる問題を含んでいるが、基本的には、平和と民主主義という価値観の受容、アメリカ占領軍当局の主導による戦後改革の成果の承認、軍事的にはアメリカに従属しつつ自らは経済発展に専心するという日本の戦後政治路線の確認ということになるだろう。こうした認識の背後にある日本社会の歴史的な構造変化としては、天皇制絶対主義＝大日本帝国憲法体制の崩壊、華族制度という身分制の廃止、軍部の解体、地主－小作関係の基本的解消と自作農創設、労働基本権および社会的基本権の承認、要するに新日本国憲法体制の成立があり、それらが圧倒的多数の国民によって、歓迎され受容され承認されたことがある。

この先の戦争の開戦に至る経過とその結果、つまり敗戦について考えようと思えば、どうしても日本の近代化の出発点である明治維新にまで遡り、また立ち還らなければならない。なぜなら、さきの戦争とその諸結果は、単なる外政の帰結ではなく、幕末・維新时期における近代化開始以後の内政と外政の総合的な帰結だからである。

政治（と歴史）の世界では、よく不可思議なことが起きる。政治は可能性の芸術として、鮮やかな業績や成功を生み出すこともあるが、残虐で耐えがたいことやお粗末極まりないことをも生み出してしまうのである。また、あの戦争についての総括や反省が充分なされてこなかったことが、現在の日本の状況を深部で規定しているといえよう。たとえば、バブル経済の発生と崩壊、および国や自治体の今日の財政危機＝累積債務の増大と

いう事象と、アジア・太平洋戦争での敗戦原因に関する省察の不十分性とは、歴史の深部において通底していると思われる。

日本近現代史の大分水嶺となったのが先の大戦であったことは、誰もが認めるところであるといえよう。明治維新からアジア・太平洋戦争における敗戦までは、77年＝四分の三世紀余りに及ぶ。この歴史的展開過程を、今あらためて振り返り、そこから数々の教訓を引き出すことは、文字通り今日的意義のあることと言えるだろう。

私は日本史の専門研究者ではないが、現代日本経済分析に携わる一社会科学研究者として、日本の近現代史全体についても、もちろん深い関心をもってきた。ちょうど今、岩波新書として刊行中のシリーズ「日本近現代史」において、その戦前・戦中を対象とする第1巻から第6巻までが2007年央に出揃った。私はこの機会に、それらを紹介しながら、明治維新からアジア・太平洋戦争までの日本近代史について、自分なりの考えを、たとえ多くの引用をともなう紹介を兼ねた覚書としてでも、整理し纏めておこうと考えたのである*。

- * 使用した文献は、次の通りである。Ⅰ井上勝生『幕末・維新』岩波新書（以下同様）、2006年；Ⅱ牧原憲夫『民権と憲法』2006年；Ⅲ原田敬一『日清・日露戦争』2007年；Ⅳ成田龍一『大正デモクラシー』2007年；Ⅴ加藤陽子『満州事変から日中戦争へ』2007年；Ⅵ吉田裕『アジア・太平洋戦争』2007年。

本稿各節の数字（ローマ数字）は、それぞれ上記書物の数字と照応する。引用にあたっては、末尾に文献のページ数のみを記す。なお、数字は、変更のある場合でも、とくにことわりなく、原則として算用数字で表記し

た。そして、引用中の〔カッコ〕内の西暦あるいは元号年は、松葉によるものである。また、誤解の恐れがない限りでまれに、字体を現代風に改めたり、ルビを省略したりした。そして、原文段替箇所¹の指摘は、どうしても必要と思われる場合に留め、通常は省略した。

I

1. 1854年の日米和親条約につづいて、1858年に日米修好通商条約が調印された。「自由貿易、神奈川・長崎・函館・新潟・兵庫の開港、江戸・大坂の開市、アメリカ人遊歩範囲（10里以内）の限定、協定関税、アヘン輸入禁止などの合意であった。

重要なのは、片務的最恵国条項と領事裁判権が盛り込まれたことである。近代国家は、排他的な法権・裁判権をもち、関税自主権をもつのが原則だが、通商条約で日本は、この二つの権利を欠いていた。まさに不平等条約である。しかし、日本では、外国商人が居留地以外での商行為を禁止されたことが重要であった。……

外国人遊歩の範囲が、10里以内になったこと、これは、日米和親条約から続いた外国人に対する制限である。日本側全権が再度、ハリスを閉口させるほど頑強に主張した結果である。日米修好通商条約の前に結ばれた中国の天津条約で、外国人の国内自由通商権が認められたのとは大きくちがう、日本側に有利な点であり、のちに見るように、貿易開始早々から日本の国内市場をまもる、重要な役割を果たすことになる。大局的に見れば、当初、重かった関税、そして遊歩範囲の制限という、条約の日本に有利な点は、日本が国家の独立を守り、江戸時代後期にはじまっていた自立

的な資本主義の形成を持続する条件の一つになった。」(46f)

2. 明治2年(1869年)に創設された旧公卿と諸大名からなる華族制度の上層部におけるその歴史的基盤ともいべき、「縁家」と称される上級公家と有力武家との歴史的繋がりについて、著者は、次のように指摘する。「撰家は、有力武家と「縁家」と呼ばれる、濃厚な血縁関係を結んでいた。近衛家と島津家、鷹司家と水戸徳川家、二条家と徳川将軍家、三条家(清華家)と山内家の関係などが有名である。上級貴族と大名の縁家のパイプによって、多様な意見や圧力が朝廷に出入りし、朝議を動かす。このパイプが幕末政治に重要な働きをする。」(57)

3. 万世一系という考えが幕末期に生まれた新しい神話であることについて、著者は、こう述べる。「詳しく見れば、天皇と貴族共同の「雲上」という伝統的な神国思想にくらべて、天皇(孝明)こそが、貴族(鷹司や九条)とちがって、神武以来の「万王一系」をつぐ貴種だ、という神話は、このときに生まれたあたらしい神国思想である。こういう幕末政争の前史の上に、明治憲法で「万世一系」という天皇主義思想が創案される。」(65)

4. 「幕末日本の『植民地化の危機』の程度を、どのように評価するか」(116)は、日本の近代化過程の全体的な歴史的評価に係わる最重要な論点のひとつである。この問題について、著者は、次のように述べる。「……イギリス海軍が対日戦争をおこすことに特に慎重であったことが重要である。……

実は、イギリス東アジア艦隊司令長官ホープ

は、オールコックの言明に賛成しなかった。司令長官は、日本の開港場が中立港として利用可能であれば、経費も防衛費も要らないのであり、「日本の領域のどんな一部の一時的占領でさえ」得策でない、という見解であった。イギリス海軍は、中国の開港場を占領したために、経費と防衛費負担に苦しんでもいた。……

最強の海軍国イギリスは、日本周辺海域でのロシアとの勢力均衡、大陸国家中国への橋頭堡としての海洋国家日本の地勢的位置、日本の高いレベルの国家統合と三つの条約港防衛の困難さ、そして順調な貿易の推移などを配慮しており、これらが、イギリスによる日本領土植民地化という現実的危機を相当に小さくしていた。」(117f.)

「従来、フランスが幕府に近づいたといわれてきた。フランス本国外務省は、ベトナムの支配の方を重視しており、また、ヨーロッパ大陸で急速に大国化するプロシアとの対抗を強めており、イギリスと対立するロッシュ外交をけって支持しなかった。

幕末後半期の日本の国際的環境を以上のように見ると、幕府と薩長、両陣営の対立が深刻化する中で、日本に最大の影響力をもつイギリス外交は、中立、不介入の路線を確定しており、それを明確に表明してもいた。イギリスの判断の基礎には、列強の勢力均衡という日本の地勢、日本の政治統合の高さ、イギリス海軍の能力の限度、貿易のおおむね順調な発展、大名の攘夷運動の終息、西南雄藩の解明派の台頭などがあり、中立、不介入方針は確立されていた。

日本に国際的な重大な軍事的危機が迫っていたわけではないのである。対外的危機からの脱却が何をしても必要だったという国際関係を前提に急進的な政治革新を必然的なものと描き出す見解が、従来有力なのだが、冷静に再考されるべきで

ある。たしかに、軍事力、経済力の格差は大きく、日本に一般的な対外的危機がなかったとはとてもいえない。しかし、列強、とくに影響力が大きかったイギリスにしてすら、日本を植民地化するような具体的な侵略的介入をする可能性は、当時の政治の動向からいえば、実は低いものであった。」(146f.)

5. 前項の問題と密接に関連するのが、1871年(明治4年)から73年(明治6年)にかけての岩倉使節団の欧米派遣に対する評価である。著者は、次のように述べる。「当時、欧米と結んだ条約の改訂期限、72年5月が迫っていた。使節団派遣の「事由書」は、条約が不平等なのは日本が「東洋の一種の国体、政俗」だからだと開化の必要を述べていた。廃藩置県後も、不平等を解消する「一大機会」どころか、欧米は清国の天津条約(敗戦条約)なみの權益を獲得する好機ととらえており、明治政府は「困難を受くるの一大機会」に直面しており、それを転じて「盛業を起こす機会」にするために米欧を巡回すると説明された。しかし、このような言説に幻惑されてはならない。政府要人が、いっせいに長期外遊できるほど、実は、列強との関係は安定していた。……

……岩倉や大久保、木戸たちは、欧米文明が近代産業の発展に深く根ざしていることを知ったのである。当初の三年で欧米に並ぶという意見もあった開化構想は楽観にすぎた。帰国後の使節団の人々は、日本出発前の欧化構想を、表面的であまりに急進にすぎると批判し、しかしながら、急進的開化の推進という枠組はけって変えないで、殖産興業と軍事力充実を比較的重んずる「内治優先」をとなえる。」(192f.)

「……実際に当時の日本に欧米の侵略の危機があったらどうか。指摘したように、一年半も、政

府の要人がこぞって米欧を回覧する当時、国際的な戦争が迫る危機は、情勢としてまったくなかったのである。」(238)

著者井上が言うように「まったくなかった」かどうか、私は俄かに判断を下せないが、もし〈基本的になかった〉というのであれば、かなり説得力があるように思われる。

なお、この岩倉使節団は、1873年9月までに日本に帰国する。彼等の政治的志向の特徴について、著者は、即時海外派兵を求める征韓論派と対比しつつ、正当にも次のように述べる。「ただし使節団派は、大国主義を捨てたわけではない。むしろ逆であって、西欧文明に到達するには時間が必要だが、可能であり、東アジアの主導権をとる好機なのだという点について、いっそう確信を強くしたのである。だから薩長の使節団派を慎重派とは呼べても、「穏健派」とはとうてい呼べない。」(210f.)

6. 明治維新後の新政府の特徴についての著者の叙述は、簡にして要をえている。「新政府は、簡明にいえば、藩主を優遇する一方、藩士には冷酷だった。かつて長州藩の「有司」は、藩主をたてて藩士を抑圧したが、同じ集権化の動向が、維新後もつづいているのである。

職員令が発令され、神祇官と太政官の二官制、民部、大蔵など六省が設置される。神祇官の並立は復古主義である。しかし、そのような形を採用しながら、実際には公家の官員が減らされた。大名も松平慶永（大蔵卿）と伊達宗城（民部卿）以外は、主要な官員からのぞかれる。大名は、天皇の「藩屏」として、華族という特権階級になる。このように新政府は、大名を祭りあげて、しかも支配層のなかにとり込んだ。ここに版籍奉還成功の重要なひとつの秘密がある。こうして、政府の

実権は、雄藩下級武士出身の「有司」ににぎられることになる。」(180f.)

7. 廃藩後の民衆一揆は、貢租増徴反対をはじめ多様な要求を掲げていたが、なかには賤民廃止令（解放令）反対をかかえて被差別部落を襲撃するものもあったという。著者が述べるように、それは「民衆運動のかかえた弱点を示していた。」(194. 200f. も参照)

なお、この解放令と地租改正問題との関連についての著者の叙述は、近代社会成立過程の複雑な位相と相互作用を認識する上で、きわめて重要である。すこし長くなるが、そのまま引用する。「しかし賤民廃止令が発令される直接のきっかけは、地租改正関連法案の発令だった。廃藩置県後、すぐに地租改正が政府の政策課題になり、土地売買を自由にして地券を出す政策がとられる。それまで「穢多」や「非人」は「社会外」の存在とされ、その宅地も「土地外の土地」であった。下級の刑吏役や「弊牛馬」(牛馬の死骸)処理をつとめるかわりに年貢が免除されていた。いわゆる無租地であり、「穢多」や「非人」の居住地も特定の場所に制限されていた。一方、明治政府はあらゆる土地に画一的に地券を発行して税をとるために、社寺地や武家地などをふくめた無租地の自由売買を許可し、租税も負担させた。すべての土地の売買自由化こそが、人民の活力を引き出すのであり、それが旧弊の否定だという、きわめて単純な文明化の理解に基づいていた。こうして71年8月、すべての無租地廃止が布告される。「穢多」、「非人」の居住制限の解除も必要になる。「社会外」という隔離支配は不可能になり、結局、無租地廃止の九日後に、賤民身分自体の廃止令が出された。

このように地租改正の障害になるので、被差別

部落民は上から即時、無条件に解放された。「解放」が名称の廃止にとどまったというこれまでの評価が不十分だったことも近年の研究で明らかにされた。被差別部落民は、皮革製造などの差別と結びついた独占権からも「解放」という名目で、その権利を取りあげられ、被差別部落民の多くが生活基盤を壊されたが、政府はそれを放置した。政策の都合で上から唐突に、しかも不用意に差別が撤廃されたために、被差別部落民の生活に大打撃を与えて、社会的な差別はかえって続いた。」(195f.)

8. 1871年（明治4年）に、日本と清国との間で、領土保全、相互援助、領事裁判権、および協定関税を相互に認め合う「変則的な対等条約」(206)である、日清修好条規が締結された。

日本側は、予備交渉では対等方式を掲げて交渉したが、伊達宗城全権と李鴻章全権との本交渉では、それまでとは態度を変えて、清国が欧米と結んだ不平等条約に準じた原案を提示したという。結局、本交渉で李鴻章の反撃と反論にあい、上記のような対等条約となった。(206)

9. 「1876年〔明治9年〕2月に日朝修好条規が締結される。江華条約、^{ビョンジャジョギョク}丙子条約ともいう。朝鮮を自主国で「平等の権」をもつと規定し、清の宗主権を否認した。しかし内容は、徹底的な不平等条約であり、釜山の外二港の開港、日本人の「往来通商」を認め、「日本の航海者」に海岸随時自由測量を、さらに日本の領事裁判権を認める。付属条約と通商章程によって日本貨幣の流通、日本の輸出入商品への無関税も決められた。日本が西欧と結んだ通商条約より、自由（軍艦にも）測量権や貨幣流通権はいっそう厳しい。さすがに七年後に改められたが、無関税を強いた点も不平等

性が甚だしい。日本は朝鮮に対して欧米と立場を同じくし、東アジアの小西欧として臨んだのである。……日本は、朝鮮に不平等条約を強制する外交を進める限り、西欧列国との利害は一致すると確信していた。」(221)

10. 明治6年（1873年）に征韓論を「抑止」した大久保は、翻って早くも翌7年、台湾出兵を強行した。台湾での日本の軍事行動は、一方で兵員のなかに多数の病死者を出し、他方では欧米列強からも出兵反対の意思表示もあり、行き詰まりをみせていた。「大久保の進退はきわまったが、イギリス駐清公使が仲介に乗り出した。イギリスの圧力で、清国が償金50万両を払い、日本の台湾出兵を「民を保る義挙」と承認することでようやく妥結する。……イギリスは、いまや、東アジアの小強国日本を自らの世界戦略に組み込み始めたのである。」(214f.)

11. 「1874年〔明治7年〕、台湾出兵後の清国との外交交渉で、日本側は琉球人を「日本国属民」とし、出兵を「民を保る義挙」と承認させたのだった。明治政府は、この合意を、琉球を日本領土と確定したものと強引に解釈する。75年7月、江華島事件を起こす二カ月前、政府は、琉球に対して清国への朝貢の廃止、明治年号の使用、藩政改革、鎮台分営の設置などを命令、琉球を清国から最終的に切り離し、日本化する「琉球処分」に本格的に着手した。」(231)そして、日本政府は、1879年（明治12年）には、武力を背景としつつ琉球国王を退位させて東京に移し、琉球藩を廃して沖縄県としている。

12. 「そして、1869年〔明治2年〕、新政府は版籍奉還の直後に開拓使を設置し、蝦夷地を北海道と

改称する。……

重大だったのは、72年、琉球王国が琉球藩とされた同じ〔9〕月、北海道で、地所規則と北海道土地売買規則が布告されたことである。山林、川、沢、海浜など、アイヌ民族が漁猟や狩猟、伐木、採集に利用してきた土地であっても取りあげられ、和人に払い下げられた。「深山、幽谷、人跡隔絶の地」は例外とされたが、それもつぎつぎに狭められた。アイヌ民族の土地所有は、稀にしか認められなかった。国有林野地や皇室御料地の設定が巨大な規模だったことも、注目しておくべきことである。アイヌ民族は、民族の自主性を固持してきた、アイヌモシリと呼んだ大地と天然資源を奪われたのである。

……北海道は、「内国植民地」となったといわれる。しかし、アイヌ民族は、こうして大地を奪われたのである。「内国植民地」は、和人の評価であって、実際は、侵入した和人の「植民地」そのものであった。異民族を「未開」として抑圧し否定する政策、政府と大資本による外地の資源の略奪的収奪、侵入にあたっての民衆の国家的動員など、北海道「開拓」は、東アジア侵略の第一段階となった。」(233f)

II

1. 近代社会形成の法原理が私的所有権（私有財産権）の確立とその法認にあるとすれば、日本社会の近代化の方向を決定づけたのは、1873年（明治6年）の地租改正条例の公布であった。著者が言うように、「ほぼすべての耕作地を農民の私有地と認めた地租改正は、広大な直営地をもつ封建領主がそのまま大地主に転化できた西欧の市民革命よりもはるかに徹底した土地改革だった。」(v)

2. 明治10年（1877年）西南の役において、政府側が西郷派に圧勝したことが、封建復古の可能性を「最終的に断ち切った」(iv)とすれば、政権中枢から大隈派を追放した明治14年（1881年）政変は、近代化の形態に関して、より開明的でリベラルな近代化を推進する可能性を排除し、薩長閥中心の専制的武断的な統治路線の展開を決定づけるものであった。(47f.)

3. 天皇を神聖なものと規定する条文をそなえた大日本帝国憲法の制定（明治22年、1889年）とともに、それに前後して皇室財産の拡大がなされ、また明治2年（1869年）につくられた華族制度を再編成する新たな華族令が明治17年（1884年）に公布された。これらに関して、著者は、次のように述べる。「しかし、法的にはあいまいなまま皇室財産は急速に拡充された。84年以降、政府所有の日本銀行・横浜正金銀行・日本郵船会社の株券や、350万町歩の山林原野、佐渡・生野鉱山などが皇室財産に編入され、議会開設の頃には天皇は日本最大の財産所有者になった。その配当・利子などの収入に加え、帝室費の大幅増額で皇室財産は一気に豊かになり、罹災者や功労者などに多額の下賜金を出すことも可能になった。

つぎは華族制度だった。版籍奉還で華族となった公家・大名らは、その大半が家禄や金禄公債で優遇されながらも社会的役割を果たしておらず、新聞や民権派からくりかえし批判された。政府内でも、士族を含めたあらたな華族制度を創設し、皇室を守る「藩屏」にすべきだとの意見が強かった。これにも岩倉は反対していたが、彼の死で障害はなくなった。

84年7月に出された華族令は、爵位を公・侯・伯・子・男の五等に区分し、国家に「偉勲」「勲功」ある者を華族に組み込んだ。伊藤・黒田らは

伯爵になったが、84～87年に華族となった者は566名、そのうち旧華族483名、新華族83名で、新華族のほとんどは薩長土肥出身の士族だった。」(163)

この華族は、国家から与えられた数々の特権と世襲財産をもつ貴族であり、法の前における平等を原則とする近代社会にとって、本来矛盾する社会的存在であった。戦前の日本社会の歴史的な性格を、近代的＝ブルジョア的（資本主義的）なものか、それとも半封建的ないし絶対主義的なものかを考えるかは、関心をもつびとや専門研究者の間で大きく意見の分れるところであったし、今もそうである。

この問いに答えることは容易ではないが、私は、明治維新から太平洋戦争までの日本は、基本的には、社会経済的な側面では私的所有権の法認を基礎として展開する近代的資本主義的社会であったが、国家権力に決定的な影響力を有していたのは天皇や華族層をはじめとする前近代的で半封建的な諸勢力であったと考える。その際、以下の諸点が、深く留意されるべきである。自らが日本最大の地主であり神聖不可侵とされた天皇が、国家の主権者として君臨し、勅令による立法・行政権と軍事統帥権を含め、統治権を総攬していたこと；立法面において、華族などの政治的社会的特権保持者や高額納税者である大地主や大資本家などから構成される貴族院（議員は民選ではなく、世襲または勅任）が、衆議院と対等の権限をもち事実上の拒否権を有していたこと；国民の参政権が、各時期によって相違はあったが、常に大幅に制限されていたこと；思想・言論・表現・結社などの「自由権」が、法的にも社会的にも大幅に制限されていたこと；寄生地主（制）の経済的社会的「支配」力が、農村における前近代的諸関係を温存する方向で強く作用したこと、など。

4. 著者が福沢諭吉の「脱亜論」に対していただく考えと評価、および文明、領土、国民などに関してもつ見解は、たいへん奥深く有益なものである。長くなるが、その重要な箇所を紹介する。「……武力をとまなう「脱亜」の論理は、少なくとも80年代の福沢の持論といってよかった。

「脱亜論」の前提には、文明化できない国は「今より数年を出でずして亡国となり、その国土は世界文明諸国の分割に帰すべきこと一点の疑あることなし」という認識があった。しかし、なぜ文明諸国はアジアやアフリカを勝手に植民地にできるのか。そこで持ち出されるのが「万国公法」と訳された19世紀西欧の慣習的国際法だった。

一般に、領土・権力・国民の三つが近代国家の構成要件とされるが、万国公法においても、安定した権力、明確な国境、定住する国民、この三条件の一つでも欠ければ「国家」と認められなかった。逆に、一定の地域・住民を領土・国民として囲い込んだ近代国家は、土地の私有権者が排他的権利をもつように、国家主権の名において他国の干渉を排除できた。万国公法の基礎にあるのは近代的所有権の論理だった。したがって、主権者が存在しなければその地域は「無主地」となり、最初に占有した者が所有権を持つという「先占」の論理が国家レベルで適用され、植民地支配が正当化された。

とはいえ、実際には、形態はさまざまにせよ、一定の領域と住民を統治する「国家」が存在している場合は多い。そこで「無主地」のほかに「文明」という価値基準が加えられた。ここでいう「文明」とは、ヨーロッパ諸国が実現した政治制度や産業の発達、それらがもたらした日常生活のスタイルである。かれらはそれを人類の進歩の最先端と自認していた。そして、文明という西欧スタンダードに達しない地域は「未開・野蛮」であ

り、対等な相手とみなす必要はない、むしろ野蛮・未開の人びとを文明化するのが西欧人の歴史的使命であり、植民地化はかれらに恩恵をもたらす、という理屈を編みだした。白人と非白人を峻別し「有色人種」の劣位を生物学的に根拠づける「人種」論がこれを“科学”の名で補強した。

むろんこれは「たてまえ」で、現実に行進したのは西欧諸国による利己的な植民地争奪戦、分捕り合戦である。だが、そうであればあるほど自国民や他国を納得させる論理が必要になる。そこに「近代」の特徴があった。

「文明的」か否かを認定するのも西欧文明国である。日本や中国は未開と文明の中間、いわば「半開」とみなされた。不平等条約はその具体的なあらわれであり、福沢にとって「脱亜論」はなによりも、日本の「文明国」宣言なのだった。

……

日本政府はまた、万国公法の論理で台湾出兵を正当化し、琉球王国を日本に併合した。それでいながら、沖縄や北海道の住民には「本土」並みの権利を認めなかった。このため北海道と沖縄は、朝鮮などと区別して「内国植民地」と呼ばれることもある。

日本はさらに、欧米に対して不平等条約の不当性を訴える一方で、朝鮮にはそれ以上の不平等条約を押しつけた。「脱亜」が論じられたこの時期、日本はすでに領土内に「植民地」をもち、隣国に対して「西洋人風」にふるまっていたのである。」(95-98)

5. 著者は、日本の国権拡張派（民権派のなかにもそれは存在した。また、民権派と国権拡張派とは必ずしも相互に排他的ではなかった）に対抗する人びとの言説についても着目し、次のように述べている。この部分は、本書の最も重要な箇所の

ひとつであり、やはり、そのまま引用する。「……『脱亜論』をはじめとする福沢や民権派の主張は基本的に東アジアの植民地化をさらに押し進めようとするものだった。

しかし、これらに対する批判がなかったわけではない。中江兆民が『三酔人経綸問答』（87年）で「洋学紳士」に非武装・小国主義を語らせ、あるいは、「信義を堅守して動かず、道義の在る所は大国と雖もこれを懼れず」、理不尽な干渉には「拳国焦土と為るも戦う」が、隣国の内政に関与して兵を挙げるべきではない（『自由新聞』82年8月17日）、と論じたのはよく知られている。

また、三田演説会で福沢が「今は競争世界なり、ゆえに理非にも何にも構うことはない」「遠慮に及ばぬ、〔支那の土地を〕サッサと取って」しまえ、と公言したことを『演説集誌』第二号で知った吉岡弘毅は、次のように批判した（『六合雑誌』82年8月30日）。

これ堂々たる我日本帝国をして強盗国に変ぜしめんと謀る者なり。是の如き不義不正なる外交政略は、決して我帝国の実利を増加する者にあらず。ただに実利を増加せざるのみならず、いたずらに怨を四隣に結び、憎を万国に受け、不可救の災禍を将来に遺さんこと必せり。

……

さらに、植木枝盛は、「分島・改約」条約で「琉球を両断して二国交々これを分取する」のは「実に残忍酷虐の太甚矣もの」と日清両国を糾弾し、琉球を独立させれば、西欧に先駆けて「国家同等論」を実践し世界に「義を示す」ことができる、と主張した（『愛国新誌』81年3月6日）。

植木には、国家間の「暴乱を制抑し天下の各国を保護し各民の安全を保つ」ために万国共議政府を設立するという平和構想があり、国連憲章に相

当する「無上政法」の「大綱」には、万国公法や文明の論理を真っ向から否定する次のような項目があった（「無上政法論」）。

一 共議政府は天下に対し、たとえ事物の未だ開けざる国と雖もまたこれを保護し、その独立を貫かしむ可し。

一 共議政府は天下に未だ国を為さざる者あり、および既に国を廢する者ありとも、これを圧虐することなかる可し。

吉岡らの主張は現実には影響力をもたなかったし、植木や中江は朝鮮に対して自らの非干渉を貫いたとはいえなかった。それでも、これらの論説が現に存在した以上、福沢や民権派の文明論・対外論を、「時代の制約」を理由に、「情状酌量」するわけにはいかないだろう。」(121-123)

Ⅲ

1. 日清・日露両戦争における日本の勝利を可能にした不可欠の要因として、イギリスをはじめとする欧米列強の金融的・軍事的支援が挙げられることについては、疑問の余地がない。もちろん、日本の側に、そうした支援を獲得する能力があったことは、それ自体として否定できないし、また否定する必要もないだろう。しかし、これを欧米列強とくに英米側からみれば、そうした支援を日本に与えることによって、自らは無傷で清の実力を試したり、ロシアの極東地域への進出を牽制できるのだから、じゅうぶん採算と商算に合う政治的取引であったろう。

しかし、日清・日露両戦争に勝利した日本が、一方でそれらの開始にあたって戦争の地域や期間をかなり限定することができ、また終結にあたって政治的自制を示したにもかかわらず、他方でその戦勝の結果に舞い上がり、あたかも自力の

みでそうした結果を勝ち得ることができたかのように思い込み、更には自らが列強の一員になったと増長したのが、そもそも後のアジア・太平洋戦争へと繋がる道を必然化させたことは疑いないだろう。

今日から振り返って、そのように考えたりまた評価したりすることは、必ずしも難しいことではない。しかし、日露戦争後の時点で、日本が自らの立場とそれを取巻く状況を改めて深く考慮し、国際的・国内的にその後実際に辿ったものとは異なった路を選択することは、当時の国際政治経済のベクトルのなかで、どのようにすれば可能だったのだろうか。すなわち、国際的には、外国の主権を実際に尊重し、より平和的協調的な外交を推進し、国内的には、民衆の権利と民主主義をより尊重するような政治的方向の選択が、当時どのようにすれば実際に可能だったのだろうか。これは、日本近代史における最大のアポリアのひとつである。

2. その問題とも関連して、日清および日露両戦争の勝利後に、日本が維新以後長年の念願であった欧米列強との不平等条約の改定に成功したことが、留意されるべきである。すなわち、治外法権については、1894年から99年にかけて撤廃され(47f.)、関税自主権については、1911年にそれを回復することに成功したのである。日本の支配層と為政者は、そして国民の多数も、戦争に勝利して東アジアに覇権を確立し拡大することが、欧米諸国と対等の関係を築く要諦である、と考えたことであろう。そうであったろうことは、おそらく間違いない。

なお、日清戦争および日露戦争での、動員数あるいは戦没者数などについて、本書で挙げられている数値を、ここに記しておく。日清戦争では、日本側の軍人動員数は24万人で、その内17.4万人

が戦場へ派遣された。その他に、日本人軍夫15.4万人も、そのほとんどが戦場へ赴いている。(77)そして、日本側戦死者数は、約1.5万人である。

日露戦争での戦死・戦病死者は、日本軍8.4万人、ロシア軍5万人。戦傷者は、それぞれ、14.3万人、および22万人であった。(221)

3. 日清戦争中に戦場となった旅順で、1894年11月に日本軍によってひき起こされた虐殺事件は、のちの1937年12月から38年3月にまで及ぶ南京大虐殺の歴史的先例として、深く留意されるべきものであろう。日本軍は、旅順砲台占領後の掃討作戦で「捕虜や、婦女子や老人を含む市民を虐殺する事件が起きた。25日頃まで市街の掃討が続き、同時に旅順から錦州方面に脱出しようとする敗残兵の掃討も行われた。これらを「旅順虐殺事件」と捉えるのは、戦闘と掃討戦の両方で、捕虜を取る意志がほとんどなく（計232人のみ、『戦役統計』）、軍人と民間人を無差別に殺害する例が多く、捕虜や負傷兵の殺害もあり、敗残兵搜索のための村落焼き討ちも行われるなど、容赦ない残酷な戦闘であったことが、参加した兵士らや内外のジャーナリスト、観戦武官などにより明らかであることによる。」(75f)

IV

1. 産業革命を経た資本主義の確立と日清・日露の戦勝の基盤の上で「開花」した大正デモクラシーは、一方で確かに民衆の自覚や力や権利の増大を示す事象や成果をもたらしたはしたが、他方で同時に国民の強いナショナリズムや排外主義をも内包する帝国のデモクラシーでもあった(1910年[明治43年]の日韓併合と大逆事件が大正時代の幕開けに先行していること、および1925年[大正

14年]の普通選挙法と治安維持法の同時成立、が想起されるべきであろう)。(9f.)

2. この大正デモクラシーの展開は、第1次世界大戦後の東アジア・太平洋地域の基本秩序を定めたワシントン会議での4カ国条約(1921年[大正10年]、日・米・英・仏)と9カ国条約(1922年[大正11年]、前記に中・伊・蘭・ベルギー・ポルトガルが加わる)に強く規定されていた。このワシントン会議の成果として、中国の主権と領土の尊重、太平洋における各国領土の現状維持、海軍軍縮などが取り決められ、国際協調体制(=ワシントン体制)が整えられた。なお、日本は、1929年(昭和4年)6月に至って、蒋介石の国民政府を正式に承認している。(156-162, 214)

3. ただし、この1921年の4カ国条約の成立によって、同時に1902年以来的日英同盟が廃棄されたことは、とくに注目に値する。日本の日清戦争、日露戦争、第1次世界大戦などにおける戦勝は、近代において世界史の波頭に立ちつづけてきたイギリスとの協調ないしそれによる支援に支えられていたことは、まぎれもない事実であった。今日から振り返って、この1921年の日英同盟廃棄は、国際的にみた場合、日本近代史における最大の転換点の一つであり、日本の対外的な政治的軍事的戦略が方向を見失い混迷していく最大の分岐点であったように思われる。

念のためにことわっておくが、私は、単純に日英同盟を継続すべきであったとか、日英同盟から日米同盟に乗り換えるべきであったとか、そういうレベルのことを問題にしているのではない。言うまでもなく、国際政治上の戦略決定は、内政と外政双方の諸要因を総括した上で、総合的になされるべきものである。しかし、バランス・オブ・

パワー論のレベルでさえ、当時の日本の現実的国力を前提としそれを冷静に評価すれば、日本が単独で米・ソ・中・英などをすべて仮想敵国とするような、あるいはせざるをえないような状況に自らを追い込むのは、a) 自己の国力と軍事力に対する誇大妄想によるか、b) 意識的あるいは無意識的に自ら滅亡への路を選択するか、あるいはc) その両者を結合したものか、以上のいずれかである他なかった。実際の歴史過程において、日本は、近代天皇制国家の社会システムの構造的帰結として、最後(c)の路を駆け抜けるにいたった。

4. 1910年(明治43年)の日韓併合後における朝鮮人は「国籍法上は『日本人』とされたが、朝鮮戸籍は、日本内地の戸籍とは区別され、それへの移動はできなかった。朝鮮人は、「日本人」とされながら、内地の日本人とは区別され差別されていた。」(52)

また、1919年(大正8年)の三・一運動後のソウルに、朝鮮神社が設立されたという。それは、「天照大神と明治天皇を祭神とし、1925年〔大正14年〕には朝鮮神宮に昇格している。」(132)

ちなみに、台湾では、1900年(明治33年)に官幣大社の社格をもつ台湾神社が、おおくにたまのかみ 天照大神・おおなむちのかみ 大己貴神・すくなびこのかみ 少彦名神の開拓三神(札幌神社の祭神でもある)と亡くなった皇族の能久親王とを祭神として、設立されている。(第3巻, 108)

また、満州国では、1940年(昭和15年)に「満州国の〈国教〉として、中国人に縁もゆかりもない日本の国家神道が選ばれ、皇帝の帰国とともにアマテラスを祭神とする〈建国神廟〉が設立された。皇帝の法的権能には、「国の祭祀ヲ行フ」という1条くわわり、そのための官庁として、祭祀府が新設される。同時に皇帝は「こくほんてんてい 国本奠定詔書」を出し、満州国は「しんきゆう 天照大神ノ神麻天皇陛下ノ

保佑ニ頼ラザルハ」なく、今後満州国の〈国本〉をかんながら 惟神の道と定める、としたのである。」(岡部牧夫『満州国』講談社学術文庫, 2007年〔原本1978年〕, p.166f.)

5. 1923年(大正12年)9月の関東大震災後の朝鮮人虐殺事件は、戦前の日本近代史上の1エピソードではなく、近代天皇制国家および社会の要点のひとつを浮び上がらせるものであった。この震災後に、デマや風説と差別意識によって虐殺された朝鮮人の数は、六千人を越えると推定されている。(166f.)

「さらに、社会運動家の王希天をふくめた中国人や障害者も虐殺された。無政府主義者の大杉栄・伊藤野枝とその甥が、甘粕正彦らの憲兵隊に殺され、亀戸で労働運動を行っていた平沢計七や川合義虎ら10人の活動家も、亀戸警察署内で虐殺された。これらの出来事に対して、下手下人追及の手は鈍かった。」(167)

6. 1925年(大正14年)に普通選挙法とともに帝国議会で成立した、治安維持法の本質的特徴のひとつは、天皇制と私有財産制とを条文冒頭に並置して、その双方の神聖不可侵をいわば対等に規定したことにある。この法文上の構造によって、支配層は、私有財産制を原則的に承認する国民の圧倒的多数の同法への広範な直接間接の支持をうまく調達することに成功したのであり、私有財産制=私的所有権は天皇制と同様の地平と神聖性を獲得したのである。さらに言えば、本来は原理的に次元が異なり場合によっては対立的ですらありうる、私有財産擁護(近代的ブルジョアの課題)と天皇制護持(前近代的身分制)とのきわめて強固な相互補完関係すら、そこから生み出されることになったのである。日本支配層の政治的嗅覚は、

まことに鋭くそして狡猾であったと言う他ない。その結果、私有財産制それ自体を激しく批判し攻撃する共産主義者ないし社会主義者を、日本社会における一握りの少数派へ追いやる法的イデオロギー的条件が整備された。同法の成立（および後の改悪）によって、自らの支配基盤をより磐石なものにしようとした日本支配層の意図と目的は、みごとに果たされたのである。

V

1. 日本は、第1次世界大戦中の1915年1月に、中華民国の袁世凱政権に対華（5号）21カ条要求（全文は44f. 参照）を突きつけた。袁政権は、日本の圧力に屈し、同年5月に、第1号から第4号までの要求（ドイツの山東利権の継承、南満東蒙における日本の優越的地位の承認、^{かんやひょうこんす}漢冶萍公司の日中合弁化、中国沿岸部の領土保全）を受け入れた。

ただし、第5号の諸条項、すなわち、中国政府に日本人顧問を招くこと、中国警察の日華合同化、日本からの兵器購入、華中・華南への日本の鉄道敷設権、などを記した諸条項は、米英からの批判と圧力もあり、受け入れから除外された。

この対華21カ条要求は、日清戦争、日露戦争、第1次世界大戦初期における中国山東省および南太平洋地域での対独戦などの勝利を背景とし、また欧米列強の関心がヨーロッパに集中している隙を狙って出されたものであるが、中国のみならず国際世論に対しても、あまりに傲慢で高圧的なものであった。

なぜなら、一方で、地球上での植民地や特殊権益の獲得は、数百年に及ぶ諸列強間での政治的軍事的常識であったとはいえ、この時期には他方で、植民地や従属国において民衆レベルでも民族解放を求める政治的自覚が高まりつつあった。帝

国主義諸列強間の競争に遅れて参入した日本の支配層には、こうした近隣地域や諸国における民族的覚醒を、日本の対外政策立案にどのように組み込むか、あるいは組み入れるかということについての理性的な考慮と慎重な判断は、ほとんど存在しなかったように思われる。

2. 本書では、1907年（明治40年）に制定され、18年（大正7年）、23年（大正12年）、36年（昭和11年）に改定された日本の帝国国防方針について、叙述されている。（99, 207）それぞれにおいて記載されている仮想敵国を、その重要性の順序で並べると、次の通りである。露、米、独、仏；露、米、中；米、ソ、中；米・ソ（並立1位）、中、英。

こうした国防方針とその改定の内容について考える場合、私達は、1902年に締結された日英同盟が1921年に廃棄されていることに、とくに注意しなければならない。この英国との同盟関係なしに、日本が単独で、米・ソ・中国などを仮想敵国とすることは、今日から振り返ってはもちろん、当時であっても自国の経済的軍事的力に対する信じてたい誇大妄想に基づく方針であったと言わざるをえない。

もちろん、こうした方針策定の背後には、より大きな敵を想定して、より大きな軍事費を獲得しようとした軍部およびそれと結びついた経済界などの思惑があったことは、間違いないだろう。それにしても、である。

ここで問題は、ふたたび、日清・日露の両戦争と、そこでの日本の「勝利」の内容と評価に立ち返ることになる。清国にしても、ロシアにしても、いずれも明治の日本にとって、相手は「超大国」であった。それぞれの戦前においては、日本にあまり勝ち目のない、少なくとも勝ち目に乏しい相手であった。国際的な戦前の予想に反して、

それらに勝利しえたのは、英・米ほかの先進諸国からの軍事的・金融的支援があつてこそであった。そうした支援を受けつつ、日本軍が奮闘善戦したこと、戦場を限定するという日本側の適切な政治的判断力があいまって、かろうじて獲得しえた勝利であった。それを、日本（軍）があたかも単独あるいは独力で勝利しえたかのように錯覚し誤認したことが、そもその誤りであり、その後の大失敗の根因であった。

もとより、事態と現実を冷静に評価していた人物がいなかったわけではない。たとえば、本書の64頁では、次のように述べられている。「資源に乏しい日本が総力戦を戦うためには、資材整備や総動員のため膨大な時間と資金を必要とする。『無産階級と国防問題』（1929年）を書いた水野広徳は、こう述べていた。現代の戦争は経済戦とならざるをえないが、物資の貧弱、技術の低劣、主要輸出品目が生活必需品ではない点で、日本は致命的な弱点を負っている。日本は、武力戦には勝っても持久的経済戦には勝てない。「戦争が機械化し、工業化し、経済力化した現代においては、軍需原料の大部分を外国に仰ぐが如き他力本願の国防は（中略）戦争国家として致命的弱点」をもっている。」

しかしながら、日清戦争、日露戦争、そして第1次世界大戦で重ねた勝利に酔う日本、より正確には日本軍兵士の失われた人命によって加熱されたナショナリズムと近代天皇制国家のシステムが、そうした冷静な評価と判断を無視・黙殺しながら、その後も自己展開していったのである。

VI

1. さきの敗戦に終わった戦争を「アジア・太平洋戦争」と規定しようという著者の提起 (vi) は、

妥当であると思われる。太平洋戦争という呼称では、1941年12月の対米英宣戦布告以後の時期に過度に限定されるきらいがあり、それ以前の対中国侵略戦争との関連性が希薄化されすぎるといふ——従来からよく指摘されてきた——弱点がある。また、これまでよく使われてきた十五年戦争という用語は、満州事変以後の必然的な関連を有する一連の戦域の拡大を包括する点でももちろん積極的であるが、あまりに時間軸のみが強調され、空間的要素を欠くという弱点を併せもっていたように思う。そのように言えば、アジア・太平洋戦争という用語は、あまりに空間軸のみに偏りすぎているという批判も出そうだが、「アジア・太平洋戦争」はちょうど「アジア」の部分が満州事変と日中戦争さらに東南アジア地域をも想起させる力があり、より適切なものであるといえよう。今後、必要に応じて、十五年戦争という呼称を併用してももちろん良いと思われるが、より総括的な用語としては、アジア・太平洋戦争を用いるのが妥当であろう。（ただし、私は以下で、1941年12月の対米英宣戦布告以後の局面を相対的にそれ以前と区別するために、太平洋戦争という語を用いることもある。）

2. 1941年（昭和16年）12月の太平洋戦争開戦に際して、日本側における数々の国際法違反が、頻発している。アメリカに対する有名な宣戦布告前の攻撃；イギリスに対する真珠湾奇襲前のマレー半島上陸作戦の実施、および在英公使による開戦通告の欠如；オランダに対する宣戦布告なき戦争開始；開戦時の中立国タイ領土侵犯など。（19-22）このように、軍事行動を指導し支えるべき戦略が、逆に軍略に引きずられ軽視あるいは無視される状況が、当初から明瞭である。

また、国内的にも、「国務大臣の輔弼責任の形

骸化といい、枢密院への諮詢の形式化といい、アジア・太平洋の開戦決定には法的にも大きな瑕疵があったことがわかる。言葉を替えていえば、それは明治憲法体制が変質してゆく過程でもあった。」(41)

3. 日本の戦争目的は、太平洋戦争の開始前はもちろん、開始以後も、分裂したままであり、結局その明示的な規定はなされなかった。大東亜戦争という用語も、「単なる地域的呼称であり、戦争目的とは無関係」(1941年12月10日の大本営政府連絡会議)であるとされたという。(28)

戦争目的は、「自尊自衛」と「大東亜新秩序ないし共栄圏建設」の間を揺れ動くことになり、その後43年(昭和18年)11月に至り、後者のスローガンは「盟主としての日本国家が域内の諸国家・諸民族を指導するという意味あいが強すぎるとして」(191f)放棄されるのである。

そもそも、東アジアおよび太平洋西部という広大無辺ともいべき地域にまで拡大してしまった戦争の目的を、日本の側から具体的に規定することなど、当時の日本の国力を前提とすれば、客観的に不可能なことであったという他ない。日本は、当初から、戦争の戦略設定に失敗していたのである。戦略設定の失敗による過失分を、個別的な戦術の積み重ねによって取り戻すことは決してできない、という格言がある。アジア・太平洋戦争において、日本は、この格言の真实性を、もっとも悲惨かつ無慚な形で確証した。

4. 開戦時の太平洋地域においては、日本の戦力がアメリカのそれを瞬間最大風速的に凌駕していた、という状況はあっただろう。(31)しかし、基礎的な工業力において、隔絶した差違が存在していたことに、もちろん変りはない。

5. 日本軍の緒戦での華々しい幾つかの勝利はあったが、世界的にみた場合、まさにその時期がナチス・ドイツ軍の破竹の進撃が止まった時期であった。日本の対米宣戦布告を知ったチャーチルが、それによって、連合国側の最後の勝利を確信したことは有名な話であるが、中国の蒋介石も、日本の真珠湾奇襲攻撃の報に接し、「抗日戦争の政略の成就が頂点に達した」(川島真による蒋介石日記からの引用、朝日新聞2008年1月23日)と、その日記に記しているという。日本が軍事的勝利に酔っているとき、連合国側の勝利に向けた政治的枠組が最終的に出来上がり、軍事的形勢の転換が今まさに始まろうとしていたのである。

6. 1942年(昭和17年)6月のミッドウェイ海戦における敗北と43年2月のガダルカナル敗退により、日米間の、戦局の優劣のみならず、基礎的な戦力比も、逆転する。(86-93)以後、日本は、敗北への道をひた走ることになる。

なお、このガダルカナル島での陸軍戦死者21000人の内、戦死者は5000ないし6000人であり、死者の約7割は、広義の餓死者(栄養失調、マラリア、下痢、脚気などを含む)であったという。同島におけるこの悲劇の構造は、その後、各戦場で繰り返されることになった。(91, 186)

7. 日本の旧植民地の人びとに対しても、戦争は、戦時動員の点で、大きな影響を与えた。まず、朝鮮について。「朝鮮の民衆にとりわけ深刻な影響を及ぼしたのは、労働力不足を補うための人的資源の強制動員、いわゆる「強制連行」である。この労働動員は、39年〔昭和14年〕から始まる「募集」方式、42年以降の「官斡旋」方式を経て段階的に強制性を増し、44年9月以降は、後述する国民徴用令の朝鮮人への適用によって、完全

な強制動員となった。……39年から45年にかけて、強制動員された朝鮮人の数は、日本や満州・樺太・南方など朝鮮外に移送された者=81~94万人、朝鮮内での強制労働従事者=319万人、合計で400~413万人と推定されている（海野福寿「朝鮮の労務動員」）

さらに、日本軍の兵力不足が深刻化するなかで、42年5月の閣議は、朝鮮への徴兵制の導入を決定した。第1回目の徴兵検査は、44年4月から始まるが、以後、敗戦までに、約17万人の朝鮮人の若者が徴集されたと推定される。ただし、朝鮮人兵士の任務は、補給や土木、軍関係労務などの後方勤務であり、「武器を持つ戦闘要員ではなく、『労働者』として使役される勤務要員」だった（塚崎昌之「朝鮮人徴兵制度の実態」）。（111f.）

つぎに、台湾でも、「多数の台湾人軍夫が、台湾特設労務奉公団、台湾特設勤労団などの形で」東南アジア各地へ動員され、「その後、戦局が悪化するなか、44年3月決定の「台湾決戦非常措置実施要綱」によって、南方勤労要員確保のために国民徴用制の実施が決められている。」（112）また、42年に陸軍特別志願兵制、43年に海軍特別志願兵制が導入され、さらに44年9月閣議で台湾への徴兵制施行が決定され、45年1月に最初の徴兵検査が実施された。（112）

その他、日本の傀儡国家であった満州国からは、日本の戦争遂行のために、農産物や鉱物資源の対日供給の増加が計られた。ただし、その際、「日本—朝鮮—満州国間の、支配と被支配の問題をめぐる重層的な関係性」にも、深く留意する必要がある。（113）

さらに、戦中の東南アジア軍政に関連して、特に注意しておく必要があると思われる点を挙げておこう。第1は、「42年〔昭和17年〕2月、陥落直後のシンガポールでは、華僑に対する粛清工作が

行なわれ、検問によって狩り出された5000人をこえる華僑が日本軍の手で処刑されている」（115）ことである。第2は、43年8月に外務大臣重光葵の主導により発足した戦争目的研究会で、上記3で述べたような理由により、「大東亜共栄圏」というスローガンの放棄が決められたことである。第3は、日本側の1943年（昭和18年）時点での戦後秩序構想では、タイ、フィリピン、ビルマ、中国（汪政権）、満州国、インドなどの独立は考慮されていたが、マライ、スマトラ、ジャワ、ボルネオ、セレベスなどは日本帝国直轄領土と考えられていた、ことである。（119-121）

8. 学徒動員兵を待ち受けていた過酷な運命に関する著者の指摘は、人間社会における時と所を選ばないそして変らぬ不条理を示しており、やはり看過できない重要性をもっている。『『学徒出陣』の持った歴史的意味は、多義的である。入営した学生たちは、日本の軍隊の非人間性や非合理性に悩まされ、彼らに対する不条理な取り扱いに憤りを感じるようになった。幹部候補生や予備学生などをへて、下級の予備将校となった者も、陸軍士官学校や海軍兵学校出身の正規将校からは、徹底して差別された。例えば、陸軍の特攻隊員の場合、全戦死者の中で将校の搭乗員が占める割合は45%だが、その将校の戦死者の71%が学徒兵出身者である。海軍の場合は、将校の搭乗員の戦死者は全体の32%、その中で学徒兵出身者の占める割合は85%にもなる（山口宗之『陸軍と海軍』、蜷川壽恵『学徒出陣』）。学徒兵は、将校の中の「消耗品」として取り扱われたのである。

その結果、生き残った学徒兵たちは、軍隊や軍人に対する強い反感を身につけて、戦後社会に復帰してゆくことになる。このことは、経済復興から高度経済成長を担った日本社会のエリートたち

の政治文化に無視しえぬ影響を及ぼしている。」
(169f.)

9. アジア・太平洋戦争による人命の損失に関する基本的データを、以下に記す。日中戦争以降の軍人・軍属の戦死者数は、230万人（その内、広義の餓死者140万人）、外地の一般邦人約30万人、国内戦災死没者約50万人〔以上の合計310万人、ただし、これには朝鮮人と台湾人の軍人・軍属の戦死者数約5万人が含まれている。しかし、終戦後のシベリア抑留中に死亡した者や中国戦線での死者は含まれていない〕（186, 219f., 222f.）；陸海軍人・軍属および商船船員などの海没者数約40万人（188）；中国人被強制連行者数3.8万人、その内0.68万人が死亡（190）；出撃した特攻機約2000機、特攻による戦死者約4000人（190）

外国人の戦没者数は、アジア・太平洋地域でのアメリカ軍戦死者約10万人、ソ連軍約2.3万人（張鼓峰事件、ノモンハン事件、対日参戦後の合計）、イギリス軍約3万人、オランダ軍2.8万人（民間人を含む）。（220）

「交戦国だった中国や日本の占領下にあったアジアの各地域の人的被害は、もっと深刻である。しかし、これについては、正確な統計資料が残されていないため、各国政府の公式発表などを基にしたおおまかな見積りにならざるをえない。」（221）それによれば、中国軍と中国民衆の死者1000万人以上、朝鮮の死者約20万人、以下同様に、フィリピン約111万人、台湾約3万人、マレーシア・シンガポール約10万人、その他、ベトナム、インドネシアなどをあわせて、総計で1900万人以上。（221）

なお、末尾になるが、さきの大戦、アジア・太平洋戦争について、新書一冊のなかにこれだけの纏めを書き上げた著者吉田裕氏に敬意を表したい。

むすびにかえて

1. 「まさに壊滅に向かって、どんどん拡大していった」という言葉が、堀井憲一郎の著書の中にある（『若者殺しの時代』講談社現代新書、2006年、p.54.）。この堀井の本が取り扱っている直接のテーマは1980年代の日本社会とその様相だが、明治維新から1945年の敗戦に至る日本近代史の本質的特徴にぴったりと符合するものともなっている。おまけに、偶然といえば偶然であるが、堀井の上記の引用の直前には「ファシズムなんだからとどまりようがない」という文章がある。

イソップ童話だったと思うが、牛のように大きくなりたいと思った蛙が、自分のお腹をどんどん大きく膨らませ、けっきょく破裂して死んでしまうように、戦前の大日本帝国は崩壊した。東アジアと太平洋地域に、恐るべき被害と損害、そして悲劇と苦悩を齎しまき散らしながら。敗戦から60年以上が経つが、その爪あとは、今なお多くの地域と人びとのうえに、はっきりと刻まれている。

もとより、大日本帝国の形成と崩壊の過程は、日本の近代史の回顧だけで充分解明されうるものではなく、それを近代世界史の中に位置づけてはじめて十全な理解に接近できるだろうことも論を待たない。その際、決定的に重要と思われるのが、「西欧近代」とはそもそもなんであるのか、という問題であろう。かくして問題は、ふたたび最初に、つまり振り出しに戻る。

2. 日本（人）は、成功して頂点を極めた直後に奈落に沈むという習性があるように思われる。太平洋戦争の開始期がそうであり、1980年代後半のバブル経済の形成と崩壊がそうである。後者について付言すれば、経済は軍事に比して、結果の劇的性格がある程度緩和されるのが、まだ救いとい

えば言えるのかも知れない。

それに関連した興味深い話を、私は数年前に、テレビのサッカー観戦の際に聞いたことがある。ある外国人が、日本サッカーチームの特色を表して、次のように言っていた。日本人チームは、同点あるいは負けている時よりも、得点してリードした局面の方が、動きが悪くなる。それも、リードした後、次はどのように動けばよいかかわからず、チーム全体が途方にくれたようになってしまう、と。日本と日本国民の近現代史にそのまま当てはまるような比喩的な話であるといってよい。つまり、目指すべき目標やゴールが明確な間はよく頑張るが、その目標やゴール自体をどのように構想し設定するかという局面に立ち至ると、日本人はたちまち動揺し、途方にくれたしまうのである。

3. 映画評論家である佐藤忠男の著書『草の根の軍国主義』（平凡社、2007年）のなかに、アジア・太平洋戦争の本質に関する重要な指摘がある。長くなるが、その部分を引用しよう。そうするに値する内容であることを、私は確信する。「東条英機は、昭和6年（1931）から昭和20年までつづいた十五年戦争によって、日本を破滅的な敗北に導いたたくさんの主導的な人物たちのなかのひとりです。十五年戦争の過程において、彼が決定的な役割を演じたのは、昭和16年末に、これまで中国だけを攻撃していたこの戦争を、アメリカ、イギリス、オランダ、フィリピン、香港、マレーシア、インドネシア、ビルマ、インド、オーストラリア、ベトナムなどにまで拡大する決断を下したことです。この決断によって、十五年戦争の範囲と破壊は飛躍的に増大しました。ただし、十五年戦争をはじめたのは東条英機ではありません。十五年戦争の開始を積極的に画策した一群の軍人、思想

家、扇動家たちの中心人物だったわけでもありません。ただ彼は、彼の同僚たちが謀略と無法を重ねて十五年戦争を開始すると、軍人としてきわめて熱心に戦争の遂行と拡大に努力しました。そして、中国侵略に挫折して事態の收拾に指導者たちが途方にくれているとき、侵略者には石油を売らないというアメリカ、オランダ、ついでにイギリスにも攻撃をかけて自滅の道を選ぶことの先頭に立ちました。

この道が自滅の道であることを彼らが知らなかったわけではないでしょう。負けると分って選んだのではないが、少なくとも勝つ自信は指導者層の誰にもなかったと思います。にもかかわらずこの道を彼らを選んだのは、中国に敗北するよりはそのほうがマシだという心理が支配していたからであると思います。明治以来、ひたすら朝鮮と中国を軽蔑することによって欧米先進国に対する劣等感を解消してきた日本人は、軽蔑しつづけてきた相手に敗北したことを率直に認めることができず、畏敬できる相手であったアメリカ、イギリスに向って玉碎するほうがまだ恰好がつくという心情に支配されていたのだと思います。そういう国民的心情からすれば、東条はきわめて単純に中国を軽蔑していて、視野がせまくて鼻っ柱だけ強いガリ勉の努力家の無思想人という点で、当時の日本人の代表にふさわしい人物であったと思います。彼の無思想は、太平洋戦争がアジアの解放をタテマエとしていたにもかかわらず、アジア各国の独立運動にはまったく無理解で居丈高でしかなかったところに表れています。しかし、支那事変の敗北を容認できなかったすべての日本人にも、東条を批判する資格はとほしいと思います。軍がアメリカの要求を受け容れて中国から撤退することを、当時の日本国民は平和になって良かった、と喜んだでしょうか。むしろ反乱が起ったかもし

れない。それと対決する勇気が政治家にも軍人にも誰にもなかった。じつに恥ずべきことです。」(211-213)

家永三郎の言葉、「日本の戦争遂行を不可能ならしめた決定打を与えたのはアメリカの物量戦術であったかもしれないが、日本はアメリカの物量に敗れるに先立ってすでに中国の民主主義に敗北していたのである。」(『太平洋戦争』岩波現代文庫、2005年〔文庫初刷2002年、原著初版1968年〕p.149.)が、今あらためて私達の胸を打つ。

〔補論〕

以上の考察とともに、ここで、私が折りにふれて日本近代史に関して書きとめてきたメモをいくらか整理して、本稿の補論としておきたい。

1. 西欧近代文明と日本文明とを比較するとき、少なくとも以下の4点については、前者が後者よりも優れているように思われる。まず第1に、西欧近代の精神世界は超越的絶対的価値との緊張関係をもっているが、日本文化は超越的絶対的価値との緊張関係をもたないということをその最大の特徴としている。ここから、どういうことが生じるか。前者は後者を理解しようが、後者は前者を充分には理解できない、ということが起る。なぜなら、前者の精神世界は具体的感性的世界プラス超越的絶対的価値の世界であるのに対して、後者は超越的絶対的価値なき具体的感性的世界だからである。

第2に、芸術の一分野としての音楽において、西欧世界は七音階であり、日本は五音階である。前者は後者を楽譜で表現できるが、逆は事実上不可能である。

第3に、基本的人権の思想は、まさに西欧近代

世界において生み出された。その人類解放力は、驚くべき力で今日もお世界中で作用し続けている。もし、幕末維新期に西欧世界が日本に開国を迫らなかった場合、江戸時代がなお数百年続いたとしても、日本において基本的人権の思想が内発的に生まれ出たかどうか疑わしい。(西欧近代が生み出した基本的人権思想自体が、世界における西欧の支配者的地位の所産であるという、重要な問題指摘については、それを今はひとまず脇へ置く)

第4に、西欧近代医学とその成果である。その人類救済力は巨大なものである。これが世界中のどれほど多くの母親、子供、両親の悩みと苦しみと不幸を、解決し軽減したことであろう。私達は、日々その恩恵の中で生活している。

2. 人間のあいだに能力差があることを承認すること、人びとの間の人間的価値の平等を承認することが両立するように、各文明間の能力差を承認することと、それら複数の文明間の価値の対等性を承認することとは両立する。私は、価値の体系としての文化のあり方としては、西欧近代のそれが日本あるいは東アジアのそれよりも、優れていると思う。ただし、私は、ただ単に西欧近代を無条件無制限に高く評価しているのではない(この補論の最後9でも、そのネガティブな側面に言及している)。より正確に言えば、西欧近代が生み出した普遍的価値をもつ事物・達成物のゆえに、それを高く評価するのである。

近現代における私達の生活様式を全体的に概観してみよう。西欧近代が日本や東アジアを真似るのではなく(尤も、彼等はそこからよく学んでいる)、圧倒的に逆の過程が進展している。

3. 日本の戦前によく使われた言葉に和魂洋才があり、また西洋の物質文明に東洋の精神文化を対

置する言説が交された。こうした言説は、西欧の、とくに西欧近代の文明の内容についての根本的な誤解ないし無理解から出たものである。こうした言説の由来は、容易に理解できる。西欧世界と対峙した明治の日本人にとって、単に物質面だけでなく、精神面までも、自分達が西欧人に劣ることを認めるのは耐え難かったのであろう。自己のアイデンティティーが、そのままでは維持できなかったのである。気持ちは、よくわかる。しかし、こうありたいと望む意欲と、客観的な両文明世界の実体的内容比較とは、おのずから別問題である。私は、日本文化にも数々の優れた達成物があること、その中には世界に向って真に誇るべきものがあることを認めるのにやぶさかではない。しかし、総体として比較した場合、西欧世界の文明的達成物をより高く評価せざるをえない。

そもそも、西欧文明を比較上とはいえ「単に」物質文明として捉える見方自体が、根本的に誤っている。西欧の物質文明は、その豊かな精神世界によって支えられ生み出されたものである。西欧の精神世界が、人間精神に対するいかに鋭く深い洞察によって支えられているか、またそれが人間のあいだのやさしい感情や共感や連帯をいかに大切に重んじているかについて、考えが及ばないのは、そもそも西欧文明について語る資格をもたない者である。たとえば、17世紀から20世紀はじめに至る西洋音楽の達成物をそのごく一部でも知れば、それだけでも彼等の精神世界のやさしさと強靱さ、そして豊かな多様性に直ちに思い至るであらう。

このように述べたからといって、私は何も西欧近代に頭を下げてそれを猿真似せよ、などといった訳ではない。当然のことである。ただ、上記のようなことをよく認識したうえで、日本が西欧世界からも学ぶべきことを学び、世界に対する

私達の普遍的な意味をもつと同時に独特な貢献の仕方を模索すべきである、と言っているだけである。

4. 近代日本のアポリアのひとつとして、「幕末日本の『植民地の危機』の程度を、どのように評価するか」（I-116）という問題がある。これは、単に政治史的なレベルにとどまらず、思想史的なレベルでも大きな問題であったし、今もそうであると考えられる。明治維新の頃の人達とくに為政者の脳裏を占めていた最大の問題は、いかにして西欧列強の外圧に対応し、日本を植民地化から守るか、ということであったと思われる。〈必死になって日本が植民地化されることを避けようと努力を重ねていたら、いつのまにか自らが帝国主義国になっていた〉というのが明治の日本であつたらうと、私は考えていた。そして、丸山真男の言う近現代における日本人の精神構造における「無責任の体系」の根因も、ここにあると思っていた。

ところが、私は、数年前にこれに関連した面白くまた有益な叙述を『丸山真男講義録』（東京大学出版会、1999年）第2冊148頁で見出した。ここでは、明治維新から征韓論をへて日清・日露戦争に至る過程で、日本が少なからぬ外征を試みたこと、またその姿勢を示したこと、それらの一つ一つが、それぞれ契機となって、日本が不平等条約の足枷をはずし、完全な独立を回復していった側面が指摘されている。おそらく、明治の為政者は、帝国主義政策こそが欧米列強との不平等関係を是正する最短・最良の道だと理解し、初めはおずおずとそうした行動を起こし、そして徐々に横柄に、最後には確信をもってそう行動したに違いない。

上述の私が与えた〈必死になって日本が植民地化されることを避けようと努力を重ねていたら、いつのまにか自らが帝国主義国になっていた〉と

いう規定は、それ自体として誤りではないと考えるが、単純に過ぎたかもしれない。

しかも、本稿のI-4、5で紹介したように、その著者井上勝生は、幕末維新期に、日本に国際的な軍事的危機が迫っていたわけではない、と根拠を挙げながら説得的に自論を展開している。私達は、この問題について、今後もさらに深く考察を続けていかななくてはならない。

5. 日本の近現代史を、私的所有権の確立とその法認の問題を軸に回顧すれば、その後戻りしえない定点として、第1に、近代的所有権を法定した1873年の地租改正、第2に、寄生地主制を打破し自作農による土地所有を一般的に承認した戦後改革期（とくに1946年）の農地改革、第3に、高度経済成長期（1955-73年）以来、農民や勤労者層においても私有財産の形成と蓄積が可能となったことが挙げられる。もちろん、高度成長期以後も、社会的にみて大局的には、私有財産蓄積路線と連帯原理重視路線の対抗関係は継続したが、民衆の本音レベルではほぼ一貫して前者の明白な優位のもとで事態は進行している。

日本における社会保障制度の整備は、医療、年金、生活扶助、介護などの部面で、それぞれある程度の水準に達しており、そのなかには充実した側面もみられるが、普遍主義的原理に基づく展開に乏しく、また全体としては体系性を欠くものに留まっている。

6. いわゆる60年安保の翌年、池田勇人首相が1961年（昭和36年）に発表した「国民所得倍増計画」は、日米安保条約改定過程で示された国民の反戦・平和志向の確定という状況をむしろ逆手にとって、それを勤労者の私有財産形成志向へと嚮導したある意味で天才的な発想と手法であり、戦

後史の決定的な転換点のひとつを造り出したものでもあった。これにより、敗戦後の農地改革により農民にとって最も重要な生産・生活手段である土地が私有財産として法認されたのに続き、1955年以後には都市の勤労者にも私有財産形成の可能性が大きく開かれていった。1955年から1973年までの高度経済成長期の歴史的意義のひとつは、勤労者層の多数に私有財産形成を可能にしたことにある。そして、この歴史的過程は、今日もなお継続中である。

7. 第2次世界大戦後の重要な歴史的变化のひとつとして、先進資本主義諸国間、あるいは諸強国間の全面的な戦争がなくなったことが挙げられる。かつて、歴史上しばしば見られた列強間の激闘と死闘が、ありえないものとなったのである。その最大の理由は、核抑止力の問題を別にすれば、一般的には世界の平和勢力の成長と増大ということになる。かつての強国も、さすがに両世界大戦における犠牲の大きさから学んだのである。

これを人類の成長や進歩と見るか、あるいは諸強国がより一層狡猾になっただけであると考えるか、さらにその両方と考えるのかは、難しい問題である。なぜなら、第2次世界大戦後も、地球上から戦争や軍事的争乱は絶えず、開発途上国を中心に武力紛争が多発しているからである。

ともあれ、諸強国間で激突するような戦争がなくなったということは、それ自体としてはもちろん積極的で望ましいことである。私達は、こうした状況が永遠に続くことを、心から願う。ただし、そうした状況が——第2次世界大戦後とくに高度経済成長期以降、先進諸国において勤労者の多数が豊かになったことと共に——、私達の歴史と歴史認識に、どのような意義と効果を齎すのかは、いまだ不明である。

8. 夏目漱石が明治44年（1911年）8月に和歌山で行なった講演「現代日本の開化」で、明治維新以後の日本の開化を「皮相上滑りの開化」と指摘したことは、よく知られている。その内容の要点を知るために、前後を含めて引用しよう。「……われわれのやっていることは内発的でない。外発的である。これをひと言にしていえば現代日本の開化は皮相上滑りの開化であるということに帰着するのである。むろん一から十まで何から何までとは言わない。複雑な問題に対してそう過激の言葉は慎まなければ悪いがわれわれの開化の一部、あるいは大部分はいくらうぬぼれてみても上滑りと評するより致し方がない。しかしそれが悪いからおよしなさいというのではない。事実やむをえない、涙をのんで上滑りに滑って行かなければならないというのです。」（夏目漱石『私の個人主義ほか』中公クラシックス、2001年、p.143.）

日本語や漢文の古典について素養があるだけでなく、西欧世界についても文献と英国留学を通じて基礎的な知識をもっていた漱石にして初めて可能な、洞察であり発言であると言うほかない。この漱石の叙述と規定の歴史的射程は、アジア・太平洋戦争を越えて、今日の日本にも及ぶものである。

9. 2003年3月に始まったイラク戦争に反対してユルゲン・ハーバーマスが執筆し（ジャック・デリダがこれに共同署名）、ドイツの『フランクフルター・アルゲマイネ新聞』（2003年5月31日号）に発表した「われわれの戦後復興：ヨーロッパの再生」（瀬尾育生訳、『世界』2003年8月号、岩波書店、所収）という論文がある。その末尾に、「西欧近代」の今日的段階を考える際にたいへん有益

で示唆的な、次のような叙述がある。

「ヨーロッパの大国はいずれも帝國的な勢力拡大の繁栄期を体験し、次いで——われわれの文脈からはこの点のほうが重要なのだが——帝国の喪失を骨身にしみて体験しなければならなかった。この没落体験は多くの場合、植民地領土の喪失と結びついている。帝國的支配と植民地の歴史から時代が隔たるにつれて、ヨーロッパの国々は、自らに対し反省的な距離をとる機会を与えられた。こうして彼らが学び得たのは次のことだ。人々に強制され人々を根こぎにしていって近代化の暴力——その暴力の責めを負う、勝者といういかがわしい役割のなかに置かれた自分自身を、敗者の視点から認識すること。ヨーロッパ中心主義からの離脱を促進し、^{ヴェルト・インネンポリティーク}世界規模の内政へのカント的な希望に力を与えたのは、ほかならぬそのことであったかもしれない。」（93）

「欧米諸国」とひとまとめにして呼ぶことが多いとはいえ、今日では、欧州の知性と政治は、ハーバーマスによって示されたこうした認識を基本的に共有しながら展開されている。アメリカ合衆国は、未だこの「没落体験」と「自らに対し反省的な距離」を取ることを充分には知らないし、またその必要性をしっかりと認識してはいない。いわんや、「勝者といういかがわしい役割のなかに置かれた自分自身を、敗者の視点から認識する」能力を、アメリカ政治の指導者達のほとんどは——残念ながら——持っていないように見受けられる。同じ「西欧近代」の代表的な歴史的産物でありまた今日的担い手であっても、欧州と米国とでは、この点において、大きな相違があるといえよう。